

# 気づかずに違反していませんか？

## 改正道路交通法施行

6月1日に施行された改正道路交通法の主な改正点および概要は次のとおりです。

改正されたことを知らずにいて、いつの間にか「違反」していたなどとならないよう、ご注意ください。

### 改正1 普通自転車が歩道を通

行できる条件が変わりました  
次の条件のいずれかにあてはまる場合、普通自転車が歩道を通行できるようになりました。

① 「歩道通行可」の標識などがあるとき

② 年齢13歳未満の児童および幼児、70歳以上の人など、政令で定める人が運転するとき

③ 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合

改正2 児童や幼児が自転車で乗るときはヘルメット着用を13歳未満の児童および幼児の



保護者は、児童および幼児を自転車で乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

「自転車に乗るとき」とは、次の場合のことをいいます。

① 補助いすなどに乗せるとき

② 自転車を運転させるとき

改正3 後部座席のシートベルト着用が義務化されました  
後部座席など、運転席・助手席以外の席でも完全義務化となりました。高速道路などで違反した場合は、運転者に行政処分の点数が付されます。

改正4 「高齢運転者標識」の表示が義務化されました

75歳以上の運転者は、「もみじマーク」の表示が義務化されました。

なお、70歳以上75歳未満の運転者については、今までどおり努力義務となります。

### 改正5 聴覚に障がいがある方も、普通免許を取得できます

適正検査の合格基準を満たさない場合でも、車両にワイドミラーを装着することなどを条件として、普通自動車免許を取得することが可能となりました。

また、「聴覚障がい者標識」の表示が義務化となり、表示車両への幅寄せや割り込みが禁止となりました。



聴覚障害者標識

### ◆問い合わせ先

谷和原庁舎生活環境課  
☎ 58 - 2111  
(内線 8137 ~ 8138)

## 万全ですか？【防犯対策】

### あなたの防犯意識度チェック

4月から5月にかけて、市内の店舗で強盗事件がありました。

また、空き巣、忍び込み、車上狙い、自転車盗難も発生しています。

「わたしだけ、わが家だけは大丈夫」と思っていませんか。決して他人事ではありません。ご自分の防犯意識をチェックしてみましょう。

### <チェック項目>

① 植え込みなどで、外から死角になっている場所はありますか？

② 家の周りに足場になるものや、窓を割る道具になるものは置いていませんか？

③ センサー付きライトや警報ブザーを付いたり、敷地に玉砂利を敷いたりしていますか？

④ ドアの鍵は、ピッキング（鍵を使わずに開錠すること）対策がされているものを付けていますか？

⑤ 補助錠を取り付けたたり、防犯フィルムを張ったりしていますか？

⑥ 「2階だから」「高層階だから」といって、窓に鍵をかけ忘れていませんか？

⑦ 長期間留守にすると、新聞・郵便をとめていますか？

⑧ ポストから、郵便物をまめに取り出していますか？（郵便物は、犯罪者の貴重な情報源となってしまいます。）

⑨ 車を離れるときは、貴重品を車内に置かず、窓を閉め、鍵を抜いて、ドアに鍵をかけていますか？（ドアの鍵をかけないと、被害にあう確率が高くなります。）

⑩ バイクや自転車は、ワイヤー錠やチェーン錠を使用して、二重以上の鍵をかけていますか？

⑪ バイクや自転車の防犯登録を済ませていますか？

⑫ 照明や警備の行き届いた駐車（輪）場を使用していますか？

